

消防消第 111 号  
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長  
（公印省略）

ドローン運用アドバイザー派遣等要綱の改正について（通知）

平素より、消防行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、消防防災分野におけるドローンの有効活用を推進するため、令和 3 年度に、ドローン運用アドバイザー派遣等要綱を定め、これに基づき、育成したドローン運用アドバイザーを派遣し、災害現場等で活用するドローンの運用方策について助言等を行う「ドローン運用アドバイザー制度」を運用しているところですが、この度、派遣等要綱を別添のとおり改正しました。

つきましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨、周知されますようお願いいたします。

【主な改正内容】

- ・ 条項の順番を変更。
- ・ 既存別紙様式の内容変更。
- ・ 別紙様式「ドローン運用アドバイザーの派遣等について」を新設。

【担当】

消防庁消防・救急課警防係  
池田補佐、神戸係長、亀澤事務官  
TEL：03-5253-7522（直通）  
E-mail：[keibou@ml.soumu.go.jp](mailto:keibou@ml.soumu.go.jp)

## ドローン運用アドバイザー派遣等要綱

### (目的)

第1条 消防防災分野における無人航空機（以下「ドローン」という。）の有効活用を積極的に支援するため、ドローン運用アドバイザー制度を設け、ドローン運用アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣等に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (アドバイザーの任務)

第2条 アドバイザーは、消防防災分野におけるドローンの有効活用を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供等の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 消防防災分野におけるドローンの活用事例、運用等に関すること
- (2) 消防防災分野におけるドローンの最新の動向、教育訓練に関すること
- (3) ドローンに関する法令
- (4) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

### (アドバイザーの選任)

第3条 消防庁消防・救急課長は、次の各号のいずれかに該当する者を、アドバイザーに選任する。

- (1) 消防庁が実施する研修を修了した者
- (2) (1)に定める者のほか、消防防災分野におけるドローンの運用に関する豊富な知識及び経験を有していると認められる者

2 アドバイザーの任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 アドバイザーは、任期中に限りアドバイザーと称することができ、これ以外の場合にあっては、アドバイザーと称してはならない。

### (アドバイザーの派遣等の対象団体)

第4条 アドバイザーの派遣等の対象団体は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣等対象団体」という。）とする。

### (アドバイザーの派遣等手続き)

第5条 派遣等対象団体は、アドバイザーの派遣等を希望するときは、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に派遣等の調整を依頼するものとする。

第6条 消防庁は、派遣等対象団体からアドバイザーの派遣等の調整の依頼があったときは、当該依頼内容に適切に応じることのできるアドバイザーを選定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、アドバイザーの所属消防本部等に派遣等を依頼するものとする。

第7条 派遣等対象団体は、アドバイザーの派遣等を受けたときは、別紙様式3により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を經由して消防庁に報告するものとする。

(アドバイザーの守秘義務)

第8条 アドバイザーは、第2条第1項に定める業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(アドバイザーの派遣旅費)

第9条 アドバイザーの派遣に要した旅費は、消防庁が負担する。ただし、派遣等対象団体及びアドバイザーの所属団体又はアドバイザーとの協議により、異なる取扱いを行うこととすることを妨げない。

2 アドバイザーが所属する消防本部等において派遣等対象団体による視察の受入れに要した経費は、派遣等対象団体が負担するものとする。

(アドバイザーの解任)

第10条 消防庁消防・救急課長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーを解任することができる。

- (1) 任務の遂行を怠ったと認められるとき。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため任務の遂行に支障をきたすと認められるとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 本人から解任の申し出があったとき。

(報告)

第11条 消防庁は、アドバイザーの活動状況について、報告を求めることができる。

(その他)

第12条 アドバイザーの派遣等に関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行するものとする。

この要綱は、令和5年4月1日から施行するものとする。

年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名)

(申請団体)

ドローン運用アドバイザー派遣等調整依頼書

1 希望する内容

(1) 内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- 座学のみ ( )
- 実技のみ ( )
- 座学及び実技 ( )

2 希望する日時

年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分まで

3 希望する場所

4 希望するアドバイザーの所属及び氏名 (希望無い場合は空欄)

5 参加予定者

計 \_\_\_\_\_ 名

6 使用資機材

7 ドローン使用に伴う保険適用の有無 (6でドローンを使用する場合)

8 特記事項

担当所属及び担当者 :

連絡先 TEL :

E-mail :

消防消第 号  
年 月 日

様

消防庁消防・救急課長  
(公印省略)

ドローン運用アドバイザーの派遣等について (依頼)

ドローン運用アドバイザー派遣等要綱に基づき、(派遣等対象団体名) から別紙のとおりドローン運用アドバイザーの派遣等の調整依頼を受け、貴所属の職員について派遣等を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣等に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

記

1 派遣等を依頼するアドバイザーの氏名

2 派遣等を依頼する内容

(1) 内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- 座学のみ ( )
- 実技のみ ( )
- 座学及び実技 ( )

(3) 日時

年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで

(4) 場所

3 その他

別紙のとおり

年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名)

(申請団体)

ドローン運用アドバイザー派遣等結果報告書

1 派遣等を受けた内容

(1) 内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- 座学のみ ( )
- 実技のみ ( )
- 座学及び実技 ( )

2 派遣等を受けた日時

年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで

3 派遣等を受けた場所

4 派遣等を受けたアドバイザーの所属及び氏名

5 参加者の所属及び人数

計 名

6 感想、意見等

7 特記事項

※アドバイザーの派遣等を受けた後、1月以内に報告すること。

担当所属及び担当者：

連絡先 TEL：

E-mail：

新（令和5年度以降（案））	旧（令和4年度以前）
<p style="text-align: center;">ドローン運用アドバイザー派遣等要綱</p> <p>（目的） 第1条 消防防災分野における無人航空機（以下「ドローン」という。）の有効活用を積極的に支援するため、ドローン運用アドバイザー制度を設け、<u>ドローン運用アドバイザー</u>（以下「アドバイザー」という。）の派遣等に当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（アドバイザーの任務） 第2条 アドバイザーは、消防防災分野におけるドローンの有効活用を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。 2 前項の助言、情報の提供等の内容は、概ね次のとおりとする。 (1) 消防防災分野におけるドローンの活用事例、運用等に関すること (2) 消防防災分野におけるドローンの最新の動向、教育訓練に関すること (3) ドローンに関する法令 (4) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの</p> <p>（アドバイザーの選任） 第3条 消防庁消防・救急課長は、次の各号のいずれかに該当する者を、<u>アドバイザーに選任する。</u> (1) 消防庁が実施する研修を修了した者 (2) (1)に定める者のほか、消防防災分野におけるドローンの運用に関する豊富な知識及び経験を有していると認められる者 2 アドバイザーの任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。 3 アドバイザーは、任期中に限りアドバイザーと称することができ、これ以外の場合にあっては、アドバイザーと称してはならない。</p> <p>（アドバイザーの派遣等の対象団体） 第4条 <u>アドバイザーの派遣等の対象団体</u>は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「<u>派遣等対象団体</u>」という。）とする。</p> <p>（アドバイザーの派遣等手続き） 第5条 <u>派遣等対象団体</u>は、<u>アドバイザーの派遣等</u>を希望するときは、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に派遣等の調整を依頼するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">ドローン運用アドバイザー派遣等要綱</p> <p>（目的） 第1条 消防防災分野における無人航空機（以下「ドローン」という。）の有効活用を積極的に支援するため、ドローン運用アドバイザー制度を設けるものとする。</p> <p>（委嘱） 第2条 ドローン運用アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に消防庁消防・救急課長が委嘱する。 (1) 消防庁が実施する研修を修了した者 (2) (1)に定める者のほか、消防防災分野におけるドローンの運用に関する豊富な知識及び経験を有していると認められる者</p> <p>（任期及び呼称） 第3条 アドバイザーの任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。 2 アドバイザーは、任期中に限りアドバイザーと称することができ、これ以外の場合にあっては、アドバイザーと称してはならない。</p> <p>（活用対象団体） 第4条 ドローン運用アドバイザー制度を活用することができる団体は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「活用対象団体」という。）とする。</p> <p>（任務） 第5条 アドバイザーは、消防防災分野におけるドローンの有効活用を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。 2 前項の助言、情報の提供等の内容は、概ね次のとおりとする。 (1) 消防防災分野におけるドローンの活用事例、運用等に関すること (2) 消防防災分野におけるドローンの最新の動向、教育訓練に関すること (3) ドローンに関する法令 (4) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの</p> <p>（報告） 第6条 消防庁は必要に応じて、アドバイザーの活動状況について、報告を求めることができる。</p>

第6条 消防庁は、派遣等対象団体からアドバイザーの派遣等の調整の依頼があったときは、当該依頼内容に適切に応じることのできるアドバイザーを選定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、アドバイザーの所属消防本部等に派遣等を依頼するものとする。

第7条 派遣等対象団体は、アドバイザーの派遣等を受けたときは、別紙様式3により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して消防庁に報告するものとする。

(アドバイザーの守秘義務)

第8条 アドバイザーは、第2条第1項に定める業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(アドバイザーの派遣旅費)

第9条 アドバイザーの派遣に要した旅費は、消防庁が負担する。ただし、派遣等対象団体及びアドバイザーの所属団体又はアドバイザーとの協議により、異なる取扱いを行うこととすることを妨げない。

2 アドバイザーが所属する消防本部等において派遣等対象団体による視察の受入れに要した経費は、派遣等対象団体が負担するものとする。

(アドバイザーの解任)

第10条 消防庁消防・救急課長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーを解任することができる。

- (1) 任務の遂行を怠ったと認められるとき。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため任務の遂行に支障をきたすと認められるとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 本人から解任の申し出があったとき。

(報告)

第11条 消防庁は\_\_\_\_\_、アドバイザーの活動状況について、報告を求めることができる。

(その他)

第12条 アドバイザーの派遣等に関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。  
2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行するものとする。  
この要綱は、令和5年4月1日から施行するものとする。

(依頼)

第7条 ドローン運用アドバイザー制度の活用を希望する活用対象団体は、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に依頼するものとする。

2 依頼の内容は、次の事項から選択する。

- (1) アドバイザーの派遣
- (2) アドバイザーの所属する団体等アドバイザーの活動場所への視察（以下「視察」という。）

(派遣等の決定)

第8条 消防庁は、活用対象団体から依頼があり、必要であると認めるときは、当該依頼内容に適切に応じることのできるアドバイザーを選定し、派遣等（アドバイザーの派遣及び視察をいう。以下同じ。）の決定を行うものとする。

(報告)

第9条 前条の決定を受けた活用対象団体は、派遣等の後1月以内に、派遣等の結果について、別紙様式2により消防庁に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 アドバイザーは、第5条第1項に定める任務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(経費)

第11条 アドバイザーが任務を行うに当たり発生する経費のうち、消防庁が第8条により決定し、アドバイザーを派遣する場合の旅費については、消防庁の負担とする。ただし、活用対象団体及びアドバイザーの所属団体又はアドバイザーとの協議により、異なる取扱いを行うこととすることを妨げない。また、活用対象団体が視察に要した経費は、活用対象団体が負担するものとする。

(解任)

第12条 消防庁消防・救急課長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーを解任することができる。

- (1) 任務の遂行を怠ったと認められるとき。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため任務の遂行に支障をきたすと認められるとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 本人から解任の申し出があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行するものとする。



年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名)  
(対象団体名)

ドローン運用アドバイザー派遣等調整依頼書

1 希望する内容

(1) 内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- 座学のみ ( )
- 実技のみ ( )
- 座学及び実技 ( )

2 希望する日時

年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分まで

3 希望する場所

4 希望するアドバイザーの所属及び氏名 (希望無い場合は空欄)

5 参加予定者

計 名

6 使用資機材

7 ドローン使用に伴う保険適用の有無 (6でドローンを使用する場合)

8 特記事項

担当所属及び担当者 :  
連絡先 TEL :  
E-mail :

年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

ドローン運用アドバイザー制度活用依頼書

(都道府県名)  
(申請団体)

1 依頼内容

(1) 依頼内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察

(2) 依頼内容の概要

2 希望年月日

年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分まで

3 実施予定場所

4 希望するアドバイザー

5 参加予定者

計 名

6 使用資機材

7 ドローン使用に伴う保険適用の有無 (6でドローンを使用する場合)

8 特記事項

担当所属及び担当者  
連絡先 TEL :  
E-mail :

消防消第 号  
年 月 日

様

消防庁消防・救急課長  
(公印省略)

ドローン運用アドバイザーの派遣等について (依頼)

ドローン運用アドバイザー派遣等要綱に基づき、(派遣等対象団体名) から別紙のとおりドローン運用アドバイザーの派遣等の調整依頼を受け、貴所属の職員について派遣等を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣等に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

記

1 派遣等を依頼するアドバイザーの氏名

2 派遣等を依頼する内容

(1) 内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- 座学のみ ( )
- 実技のみ ( )
- 座学及び実技 ( )

(3) 日時

年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで

(4) 場所

3 その他

別紙のとおり

年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名)  
(対象団体名)

ドローン運用アドバイザー派遣等結果報告書

1 派遣等を受けた内容

(1) 内容

- アドバイザーの派遣
- アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- 座学のみ ( )
- 実技のみ ( )
- 座学及び実技 ( )

2 派遣等を受けた日時

年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで

3 派遣等を受けた場所

4 派遣等を受けたアドバイザーの所属及び氏名

5 参加者の所属及び人数

計 名

6 感想、意見等

7 特記事項

※アドバイザーの派遣等を受けた後、1月以内に報告すること。

担当所属及び担当者 :  
連絡先 TEL :  
E-mail :

消防庁消防・救急課長 殿

ドローン運用アドバイザー制度活用報告書

(都道府県名)  
(申請団体)

1 実施日時

年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

2 アドバイザー

- (1) 所属
- (2) 氏名

3 実施場所

- (1) 名称
- (2) 参加者所属
- (3) 参加人数

4 実施内容

5 感想、意見等

6 特記事項

担当所属及び担当者  
連絡先 TEL :  
E-mail :